

【資料】 国際海洋法裁判所「ルイザ号事件」 2010年12月23日暫定措置命令

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】 「ルイザ号事件」（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン）国際海洋法裁判所暫定措置命令
暫定措置命令
Paik裁判官の個別意見

はしがき

以下に訳出するのは、2010年12月23日に国際海洋法裁判所（ITLOS）が指示した「ルイザ号事件」（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン）（第18号事件）に関する暫定措置命令である。この事件の本案もITLOSに付託されており、その2年余り後の2013年5月28日に判決が言い渡されている。この判決の翻訳は、本誌次号に掲載する予定である。

この暫定措置命令には、事実関係がほとんど記されていない。本案判決で認定された事実を含めて説明すると、「ルイザ号（M/V “Louisa”）」は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の国籍を有する民間船舶で、船主及び船主の親会社はいずれも米国人である。同船は、2004年10月からスペイン港内に停泊していたが、2006年2月にスペイン当局により抑留され、船内から海底考古物と6丁の銃が発見された。その犯罪容疑で、同船の関係者4人が逮捕された。また、同船の給仕船（tender）である「ジェミニ3世号（Gemini III）」（無国籍）も抑留された。その後、その関係者のうち3人が釈放されたが、2010年10月

に、残る1名（Avella氏（米国人））と別の関係者1名（Foster氏（米国人））が、犯罪の容疑でスペインで起訴された。両船はいずれも抑留され続けた。

2010年11月に、ルイザ号の旗国であるセントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、スペインによるルイザ号とジェミニ3世号の抑留等が国連海洋法条約に違反しているとして損害賠償を求めてITLOSに提訴すると共に、両船の釈放を求めて同じくITLOSに暫定措置を要請した。ここに訳出したのは、後者の暫定措置命令である¹⁾。

ところで、ITLOSは、この暫定措置命令において、「一応の管轄権」つまり暫定措置管轄権を認めつつ、暫定措置を指示すべき状況がないとして暫定措置を指示しなかった。票決は17対4と多少割れたが、反対票を投じた4裁判官はいずれも、本件においては「一応の管轄権」がないからという別の理由での反対であり、暫定措置を指示しないことについては全員一致であった。他方、本案判決は、ITLOSは管轄権（本案管轄権）を持たないとして原告の申立を却下している。つまり、ITLOSは、この事件について、暫定措置管轄権を認めながら、本案管轄権を否定した。

暫定措置管轄権と本案管轄権の関係は色々難しい問題があり、暫定措置管轄権が認められるとしても当然に本案管轄権が認められることにはならない。暫定措置管轄権は、本案管轄権が「一応（prima facie）」あると考えられる場合に認められるとするのがICJの判例法であり、国連海洋法条約290条1項及び5項が定めるところでもある。しかし、この「一応の管轄権」の基準について国際司法裁判所（ICJ）でも判断の変遷があり、学説上かなり議論がある²⁾。ICJでは、1970年代に判例変更がなされて以降、暫定措置管轄権が認められた事案で本案

- 1) この訳文では、暫定措置命令文の各項の冒頭に用いられている“Whereas”（1～35項）及び“Considering that”（36項以下）の語を訳していない。その理由については、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『ジョホール海洋埋め立て事件』2003年10月3日（筆者注：10月8日に訂正）暫定措置命令」『西南学院大学法学論集』50巻1号（2017年）105頁を参照のこと。
- 2) 詳しくは、佐古田彰「国連海洋法条約290条5項における『一応の管轄権』の基準」『西南学院大学法学論集』52巻2号（2019年）94－101頁を参照のこと。

管轄権が否定された例は、ほとんどない³⁾。その一方で、国連海洋法条約の紛争解決手続においては、暫定措置管轄権が認められながら本案管轄権が認められなかった事案は、ルイザ号事件までの3件（サイガ号事件（第2号事件）、みなみまぐろ事件及び本件事件）のうち、みなみまぐろ事件と本件事件の2件あり、ICJの判例法との違いが際だつ。ただ、その後は、こういった事案は見られない。

ITLOSが暫定措置管轄権を認めた事案で本案管轄権が否定された例がいくつかあるという結果に着目するというなら、ITLOSは、暫定措置管轄権を比較的幅広く認めるようである。実際のところ、Paik裁判官は、本件暫定措置命令の個別意見において、「一応の管轄権の敷居は、かなり低い」と述べている（7項）。とすると、暫定措置管轄権と本案管轄権の関係をめぐるICJの判例法との違いは、ICJと国連海洋法条約の紛争解決手続の違いに求められるのか、暫定措置と本案を別の裁判所が扱うことがあるという点が関係するのか、あるいは別の要因によるのか、興味深いところである⁴⁾。

なお、この暫定措置命令には5裁判官による個別意見・反対意見が付されている。ここでは、参考として、これらのうち唯一賛成票を投じたPaik裁判官による個別意見を訳出した。

3) 実質的に、人種差別撤廃条約適用事件（ジョージア対ロシア、2008年10月15日暫定措置命令、2011年4月1日先決的抗弁）の1件のみである。

4) みなみまぐろ事件に関して、佐古田「同上論文」109-110、132-133頁参照。ITLOSで暫定措置が指示された事案で、本案裁判所で紛争の付託が取り下げられた例は少なくない（MOX工場事件、ジョホール海峡埋め立て事件、リベルタード号事件）。暫定措置命令により実質的に紛争の解決が得られた例もある（後者の2事件）。一概にはいえないが、海洋法条約の紛争解決手続において暫定措置管轄権を比較的広く認めるということがあるのなら、それは義務的紛争解決手続を擁するこの紛争解決手続の1つの特徴といえるように思われる。

【翻訳】 「ルイザ号事件」 (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン) 国際海洋法裁判所暫定措置命令

ルイザ号事件

(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン)

暫定措置の要請

暫定措置命令

臨席者：JESUS所長；TÜRK次長；CAMINOS、MAROTTA RANGEL、YANKOV、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、TREVES、NDIAYE、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK各裁判官；GAUTIER書記

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議を行った結果、
海洋法に関する国際連合条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）287条4項及び290条1項並びに裁判所規程（以下「ITLOS規程」とする。）21条及び25条を考慮し、
裁判所規則（以下「ITLOS規則」とする。）89条及び90条を考慮し、
2010年11月24日にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が当裁判所に提出した請求訴状が、「ルイザ号」に関してスペイン王国（以下「スペイン」とする。）に対する手続を開始したことを考慮し、
その同じ日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が、当裁判所に、海洋法条約287条1項(a)及び290条1項に基づき、暫定措置要請書を提出したことを考慮して、
次のとおり命令する。

【資料】国際海洋法裁判所「ルイザ号事件」2010年12月23日暫定措置命令

1. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島とスペインは、国連海洋法条約の締約国である。
2. 2010年10月15日付の当裁判所の書記宛ての書簡で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島法務大臣は、同国の代理人としてG. Grahame Bollers氏を共同代理人としてS. Cass Weiland氏及びRochelle Forde女史を任命したことを、通知した。
3. 2010年11月23日付の書簡（2010年11月24日に電子的な方法で当裁判所書記局が受理した）で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、代理人であるG. Grahame Bollersを通じて、ルイザ号の抑留に関する紛争においてスペインを被告として手続を開始する請求訴状を提出した。その請求訴状の原本は、2010年12月9日に書記局が受理した。
4. その書簡により、海洋法条約290条1項に基づきセントヴィンセント及びグレナディーン諸島からの暫定措置要請書が提出された。その要請書の原本は、2010年12月9日に書記局が受理した。
5. 2010年11月24日に、裁判所書記は、スペインの外務・協力大臣に対し上記請求訴状と本件要請書の認証謄本を送付し、また別途その要請書の認証謄本を駐ドイツ・スペイン大使に対し送付した。
6. 2010年11月25日付書簡で、スペイン外務・協力大臣は、裁判所書記に対し、同国の代理人として外務・協力省法律顧問であるConcepción Escobar Hernández女史を任命したことを、通知した。
7. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、2010年11月24日に提出した請求訴状において、この請求訴状と暫定措置要請書を、ITLOS規程15条3項に基づき当裁判所の簡易手続裁判部に移付するよう、提案した。
8. 2010年11月24日付の口上書において、裁判所書記は、スペイン政府に対し、2010年11月26日までにこの提案を受け入れるかどうか回答するよう、要請した。
9. 2010年11月26日付の回答において、スペイン代理人は、当裁判所に対し、本件を簡易手続裁判部で審理するとするセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の要請に同意しないことを通知すると共に、当裁判所がITLOS規程13条3項

の定めるところに従い本件事件を審理し決定を行うよう要請した。

10. 2010年11月30日付命令で、当裁判所の所長は、ITLOS規則90条2項に基づき、口頭弁論の開始日を2010年12月10日と定め、そのことを両当事国に通知した。

11. 2010年11月24日付の文書により、裁判所書記は、ITLOS規程24条3項に基づき海洋法条約締約国に対し本件請求訴状と要請書について通報し、また、2010年11月26日に、1997年12月18日の国連—国際海洋法裁判所協力関係協定に基づき国連事務総長に対し同様の通知を行った。

12. 2010年11月29日に、裁判所長は、ITLOS規則73条に基づき、両当事国の代理人と電話会議を行い、弁論の手續に関して両当事国の見解を確認した。

13. 2010年12月6日に、裁判所書記はセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人に書簡を送り裁判書類をすべて提出するよう要請し、2010年12月9日と16日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は要請のあった裁判書類を提出した。

14. 2010年12月7日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、ITLOS規則72条に基づき、弁論の際に招聘しようとする鑑定人に関する情報を提出した。

15. 2010年12月8日に、スペインは、電子メールで反論書を裁判所書記局に提出した。同日に、この反論書の認証謄本がセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の代理人に送付された。2010年12月11日に、書記局は反論書の原本を受理した。

16. 2010年12月9日に、裁判所書記は、スペイン代理人に追加の裁判書類を提出するよう要請する書簡を送った。2010年12月11日に、その追加の裁判書類が提出された。

17. 2010年12月9日に、両当事国は、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項に従い、裁判書類を提出した。

18. 2010年12月9日に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、暫定措置要請書のための補足覚書とその修正附属書を、提出した。

19. 同日に、この補足覚書と修正附属書はスペイン代理人に送付された。

20. 2010年12月9日に、原告側代理人は、裁判所書記宛での電子メールで、「極めて緊急な事情で」セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の国内裁判所に出廷しなければならず、当裁判所での弁論に出席できなくなったことを、通知した。

21. 2010年12月9日に、当裁判所は、ITLOS規則68条に基づき書面手続と裁判の指揮に関して冒頭評議を行い、また、同規則76条1項に基づき当裁判所が両国に取り上げるよう希望するいくつかの問題を示すことを決定した。

22. 2010年12月9日に、裁判所長は、ITLOS規則45条に基づき原告共同代理人及び被告代理人と裁判手続の問題について協議を行い、また、裁判所が両国に取り上げるよう希望する論点リストの写しを両者に渡した。

23. ITLOS規則67条2項に基づき、本件暫定措置要請書と反論書及びそれらの附属書類の写しが、口頭手続の開始日に公開された。

24. 2010年12月10日及び11日に開催された4回の公開廷において、下記の者による口頭陳述が行われた。

セントヴィンセント及びグレナディーン諸島のために：（陳述者1名の氏名及び地位・職責を省略）

スペインのために：（陳述者2名の氏名及び地位・職責を省略）

25. 口頭手続において、いくつかの陳述用資料（地図、写真及び裁判書類の一部抜粋）が、映像画面に投影された。

26. 2010年12月10日に、Javier Moscoso del Prado Muñoz氏がセントヴィンセント及びグレナディーン諸島から鑑定人として招聘され、同氏は、ITLOS規則79条(b)号に基づき厳粛な宣言を行った後に、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人から尋問を受け及びスペイン代理人から反対尋問を受けた。

27. 2010年12月11日に、当裁判所は、ITLOS規則76条1項に基づき、裁判所が両国に取り上げるよう希望する追加の質問を示すことを、決定した。

28. 2010年12月11日に、口頭手続において、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、当裁判所に対し、次の3点の裁判書類を提出した。すなわち、2010年12月10日付のWesemannエンジニアリング事務所（ハンブルグ）の「鑑

定人意見」、2007年10月17日付のカルタヘナ国立海洋考古学博物館の「報告書」、及び2008年2月22日付のカディス(Cádiz) 第四予審裁判所に提出された「訴答書面」、である。これらの写しが、同日に、裁判所書記によりスペインに渡された。

29. 2010年12月11日、スペインの代理人が、当裁判所に対し、2010年10月27日付のカディス第四予審裁判所が発出した予審起訴決定の写しを提出した。これによると、数人の容疑者が、スペインの歴史的遺産に損害を与えた継続的犯罪行為に関して、並びに、兵器を所持し及び保管した犯罪行為に関して、起訴された⁵⁾。

30. 同日に、この予審起訴決定の写しが、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島に裁判所書記から送付された。

31. 2010年11月24日に提出された本件請求訴状において、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、当裁判所に対し、次のことを判示し及び宣言するよう要請した。

1. 被告は、国連海洋法条約73条、87条、226条、245条及び303条に違反していること、
2. 原告は、本件事件の本案において証明される、1000万米ドルを下回らない損害賠償を請求する権利を有すること、及び、
3. 原告は、すべての弁護士料、裁判費用及び追加支出金を請求する権利を有すること。

32. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が2010年11月24日に当裁判所に提出した要請書において要請した暫定措置は、次のものである。

- (a) 本件要請は、受理可能であると宣言すること、

5) 訳者注：この予審起訴決定における犯罪行為はスペイン語で記されており、この暫定措置命令29項にそのスペイン語表記が付されている。他方、2013年の本案判決64項では、2010年10月27日付の同じ予審起訴決定に触れつつ同じく2つの犯罪行為への言及があるが、その犯罪行為の英語表記・仏語表記ともに、この暫定措置命令29項と異なっている。ここでは、これら2つの犯罪行為は、より新しい表記である本案判決の表記に依拠して訳出した。

【資料】国際海洋法裁判所「ルイザ号事件」2010年12月23日暫定措置命令

- (b) 被告は国連海洋法条約73条、87条、226条、245条及び303条に違反している、と宣言すること、
- (c) 被告に対し、ルイザ号とジェミニ3世号を釈放し、差し押さえた財産を返還するよう、命じること、
- (d) いずれの乗組員の抑留も違法である、と宣言すること、及び、
- (e) 当裁判所において定められる、本件要請に関連する合理的な弁護士料及び裁判費用について、判示すること。

33. 2010年12月11日の公開廷で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の共同代理人は、次の最終申立を行った。

原告は、裁判所に対し、暫定的救済の方法で次のことを要請する。

- (a) 裁判所は条約287条と290条に基づきルイザ号の抑留に関する暫定措置要請を審理する管轄権を有する、と宣言すること、
- (b) 本件要請は受理可能であり、原告の主張は十分に根拠があり、及び被告は条約に基づく義務に違反した、と宣言すること、
- (c) 被告に対し、ルイザ号とその給仕船ジェミニ3世号を、裁判所が合理的と考える条件で釈放すること（ただし、その条件は保証金その他の経済的負担でないこと）、
- (d) 2006年以降に得られた科学的調査結果、情報及び財産を返還するよう、命じること、
- (e) その他の適当な暫定措置、例えばスペイン代理人に対し本件を解決するために原告側代理人または代表者と会合を行うなど他の重要な措置を、命じること、及び、
- (f) 被告に対し、本件暫定措置要請に関連して原告が負担した費用を支払うよう、命じること。この費用は、代理人の料金、弁護士料、鑑定費用、移動交通費、宿泊費及び食費を含むが、これらに限られない。

34. これに対し、スペインは、反論書において、当裁判所に対し次のことを要請した。

- (1) セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が要請した暫定措置の指示

を棄却すること、及び、

- (2) 原告に対し、本件暫定措置要請に関連して被告が負担した費用を支払うよう、命じること。この費用は、代理人の料金、弁護士料、鑑定費用、移動交通費、宿泊費及び食費を含むが、これらに限られない。
35. 2010年12月11日の公開廷で、スペインの代理人は、次の最終申立を行った。スペインは、裁判所に対し、次のことを要請する。
- (a) セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が提出した暫定措置要請を棄却すること、
 - (b) 原告が要請したすべての暫定措置の指示を、棄却すること。
 - (c) セントヴィンセント及びグレナディーン諸島に対し、裁判所が定める範囲で、スペインの代理人とその他の代表団員が負担した合理的な範囲での料金と本件請求から生じた費用を支払うよう、命じること。
36. 2010年11月24日にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、国連海洋法条約287条に基づき、ルイザ号に関する紛争において、スペインに対し手続を開始した。
37. 同日、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、当裁判所に対し、条約290条1項に基づき暫定措置要請書を提出した。
38. 条約290条1項は、次のように規定する。
- 「紛争が裁判所に適正に付託され、当該裁判所がこの部又は第11部第5節の規定に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、当該裁判所は、終局裁判を行うまでの間、紛争当事者のそれぞれの権利を保全し又は海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めることができる。」
39. 当裁判所は、条約290条1項に基づき暫定措置を指示するにあたり、2010年11月24日に当裁判所に付託されたルイザ号に関する紛争に対し当裁判所が一応の管轄権を有することを確認しなければならない。
40. 国連事務総長は、2002年8月7日付のスペインからの寄託通報書において、

【資料】国際海洋法裁判所「ルイザ号事件」2010年12月23日暫定措置命令

スペインが2002年7月19日に「海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争の解決のための手段として」当裁判所と国際司法裁判所（ICJ）を選択する宣言書を提出した、とする通報を受けた。

41. 国連事務総長は、2010年11月22日付のセントヴィンセント及びグレナディーン諸島からの寄託通報書において、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が2010年11月22日に「船舶の拿捕又は抑留に関する紛争の解決のための手段として」当裁判所を選択する宣言書を提出した、とする通報を受けた。

42. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島がルイザ号の旗国としての地位を有することについては、両国の間で争いがない。

43. 両国とも、ジェミニ3世号が拿捕当時にセントヴィンセント及びグレナディーン諸島の旗を掲げて航行していなかったことを、認めている。

44. 原告は、その要請書において、ジェミニ3世号がルイザ号の給仕船であると述べている。

45. ジェミニ3世号の地位の問題は、本件裁判手続の将来の段階で検討することとする。

46. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その請求訴状において、「裁判所は、海洋法条約73条、87条、226条、245条、290条、292条及び303条に基づき、本件請求訴状を審理する管轄権を有する」と主張する。

47. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、その暫定措置要請書において、当裁判所に対し、「条約287条と290条に基づき、海洋法条約の様々な規定に基づく被告の義務に違反するルイザ号の抑留に関する暫定措置要請を審理する管轄権を有する、と宣言する」ことを要請した。その条約規定とは、「73条（拿捕の通報）、87条（公海の自由）、226条（調査）、245条（科学的調査）及び303条（考古学上の物）」、である。

48. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、弁論において、一応の管轄権は、「いくつかの根拠」（条約87条、245条及び303条を含む。）で設けることができる、と主張した。

49. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、2010年12月11日の最終申

立において、当裁判所に対し、「条約287条と290条に基づき、ルイザ号の抑留に関する暫定措置要請を審理する管轄権を有すると宣言する」よう、要請した。

50. これに対し、スペインは、その反論書において、「裁判所が一応の管轄権を有するかも知れないが、要請のあった暫定措置を裁判所が指示しなければならない特段の理由はない」、と述べる。

51. スペインは、弁論において、「裁判所が暫定措置を指示するための一応の管轄権は存在しない」とする主張を、繰り返した。

52. スペインは、2010年12月11日の最終申立において、当裁判所に対し、特に「セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が提出した暫定措置要請を棄却するよう」、要請した。

53. スペインの弁論によると、ルイザ号は海洋法条約73条及び226条に関する犯罪行為を理由に抑留されたのではない、本件事実の事実によると条約87条、245条及び303条の違反は明らかにされていない、そして、当該船舶は道具としてスペインの内水において及び恐らくは領海においても犯罪の実行に参加したためスペインの刑事管轄権を行使して抑留された、という。

54. スペインの見解によると、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について意見の交換が行われていないから海洋法条約283条の要件は満たされていない、という。

55. さて、条約283条1項は、次の規定である。

「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争当事者は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う。」

56. 条約283条が適用されるのは、「紛争が生ずる場合」であるが、本件の状況においては、本件請求訴状が提出された日には、両国の間において海洋法条約の規定に解釈及び適用に関して紛争が存在したと、一応いうことができよう。

57. 条約283条は、紛争当事者に対して、「交渉その他の平和的手段による」紛争の解決について「速やかに意見の交換を行う」よう義務づけるに止まる。

58. 「速やかに意見の交換を行う」義務は、両紛争当事国に等しく適用される

【資料】国際海洋法裁判所「ルイザ号事件」2010年12月23日暫定措置命令

(ジョホール海峡埋め立て事件(マレーシア対シンガポール)、2003年10月8日暫定措置命令、*ITLOS Reports 2003*, p. 10, at p. 19, para. 38)。

59. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島によると、本件裁判手続を開始するに先立って同国の海事当局がスペイン港湾当局に対してルイザ号の抑留に関する詳細な情報を何度も要請したが、そのような情報は得られなかった、という。

60. 原告は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の駐ニューヨーク・国連代表部からスペインの駐ニューヨーク・国連代表部に宛てた2010年10月26日付の口上書において、スペインに対して、「スペイン王国がルイザ号とその給仕船であるジェミニ3世号を抑留し続けていることに、異議を申し立てる」こと、及び、スペインが「スペイン法と国際法の定めるところに従い、当該拿捕を旗国に通報することを」怠ったこと、を通告した。また、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、上述の口上書において、スペインに対して、「当該船舶の迅速な釈放とこの不適当な抑留により被った損害の解決がない限り、本件の問題を是正するために国際海洋法裁判所に提訴する計画があること」も、通告した。

61. スペインは、前項で言及した口上書に対し、反応することはなかった。

62. セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、海洋法条約283条の要件は満たされたと結論づけた。

63. さて、当裁判所が以前判示したように、「紛争当事国は、自国が紛争解決の可能性が尽きたと結論づけたときには、海洋法条約第15部第1節の定める手続を行うよう義務づけられない」(みなみまぐろ事件(ニュージーランド対日本; オーストラリア対日本)、1999年8月27日暫定措置命令、*ITLOS Reports 1999*, p. 280, at p. 295, para. 60) し、「紛争当事国は、自国が合意に達する可能性が尽きたと結論づけたときには、意見交換を続けるよう義務づけられない」

(MOX工場事件(アイルランド対英国)、2001年12月3日暫定措置命令、*ITLOS Reports 2001*, p. 95, at p. 107, para. 60)。

64. また、国際司法裁判所が述べたように、「国連憲章においても国際法上も、

外交交渉をやり尽くすことがICJに問題を付託するための前提条件を構成するとする一般的な規則は、見出されない(カメルーン/ナイジェリア領土海洋境界事件(カメルーン対ナイジェリア)、先決的抗弁判決、*ICJ Reports 1998*, p. 275, at p. 303, para. 56)。

65. 当裁判所の見解では、海洋法条約283条の要件は本件の状況において満たされている、と考える。

66. スペインは、本件要請は、海洋法条約295条の定める手続が満たされていないこと、及び、国内的救済の条件が当該船舶の船主により満たされていない、と主張する。

67. これに対し、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、証拠が示すように、船主は「当該船舶の釈放を確保するため、可能な限り、すべての手段と法的仕組みを試みた」という。

68. 当裁判所の見解では、国内的救済の問題は本件裁判手続の将来の段階で検討すべきである、と考える。

69. 当裁判所は、現在の裁判手続の段階では、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が主張する権利の存在を決定的に確証する必要はなく、1998年3月11日のサイガ号事件(第2号事件)暫定措置命令において当裁判所が述べたように、「当裁判所は、暫定措置を指示するに当たり、本件事件の本案に関する管轄権を最終的に確認する必要はなく、原告が援用する規定が当裁判所の管轄権を基礎づける根拠を一応有すると思われない限り、暫定措置を指示することはできない」(サイガ号事件(第2号事件)、1998年3月11日暫定措置命令、*ITLOS Reports 1998*, p. 24, at p. 37 para. 29)。

70. 以上の理由で、当裁判所は、本件紛争に対し一応の管轄権を有する、と認定する。

71. 当裁判所は、海洋法条約290条1項に基づき、紛争当事者のそれぞれの権利を保全しまたは海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するために、措置を定めることができる。

72. 当裁判所は、本件の状況においては、紛争当事国の権利に対して回復不可

能な損害を引き起こされセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が要請するような暫定措置の指示を認めるべきとするほどの現実かつ差し迫った危険があるとは、考えない。

73. 原告によると、「本件船舶をこれ以上長期にわたりEl Puerto de Santa Maríaに係留したままにすると、環境に重大な脅威が生じる」という。

74. これに対し、スペインはその反論書で、「El Puerto de Santa Maríaの商業的ドックにルイザ号が存在しても、海洋環境に差し迫った脅威または害はない」、また、「港湾当局は、引き続き状況を監視しており、船内に搭載されている燃料と船内の様々な導管とパイプの中の潤滑油に、特別の注意を払っている」、という。

75. またスペインは、口頭弁論において、「カディス海事局は、El Puerto de Santa María港とカディス湾におけるあらゆる種類の環境事故の恐れに対処するため最新の手順を用意している」、と述べた。

76. さて、海洋法条約192条は、海洋環境を保護し及び保全する義務を国に課している。

77. 当裁判所の見解では、両当事国は、本件の状況においては、海洋環境に対する重大な害を防止するため、慎重さと注意 (prudence and caution) をもって行動すべきである (みなみまぐる事件 (ニュージーランド対日本；オーストラリア対日本)、暫定措置命令、*ITLOS Reports 1999*, p. 280 at p. 296, para. 77)。

78. 当裁判所は、スペインが前述74項及び75項で述べた保証を、記録に残すこととする。

79. 一方の紛争当事国が本件紛争を悪化させまたは拡大させることを回避するためにとった行動や自制行為は、その国の請求の放棄でもなくまた他方の紛争当事国の請求の受理とも解されるべきではない (サイガ号事件 (第2号事件)、暫定措置命令、*ITLOS Reports 1998*, p. 24, at p. 39, para. 44)。

80. 本件暫定措置命令は、当裁判所が本件事件の本案を扱う管轄権の問題や、本件請求訴状の受理可能性に関する問題ないし本案それ自体に関する問題について予断を与えるものではなく、また、セントヴィンセント及びグレナディーン

ン諸島とスペインがこれらの問題に関する主張を行う権利に影響を与えるものではない(訴追または引渡の義務に関する事件(ベルギー対セネガル)、2009年5月28日ICJ暫定措置命令74項を見よ)。

81. 原告は、当裁判所に対し、本件暫定措置要請に関して原告が負担した費用を被告が支払うよう命じることを、要請している。

82. 被告は、当裁判所に対し、本件暫定措置要請に関して被告が負担した費用を原告が支払うよう命じることを、要請している。

83. 以上の理由で、

当裁判所は、

1. 17対4で

両当事国が当裁判所に対し示した状況は、当裁判所が海洋法条約290条1項に基づき暫定措置を指示する権限の行使を必要とするような状況ではない。

賛成：JESUS所長；TÜRK次長；CAMINOS、MAROTTA RANGEL、YANKOV、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、NDIAYE、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、PAIK各裁判官；

反対：WOLFRUM、TREVES、COT、GOLITSYN各裁判官

2. 17対4で

両当事国が本件裁判手続に関して負担した費用についての申立は、最終決定における検討に留保する。

賛成：JESUS所長；TÜRK次長；CAMINOS、MAROTTA RANGEL、YANKOV、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、NDIAYE、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、PAIK各裁判官；

反対：WOLFRUM、TREVES、COT、GOLITSYN各裁判官

【資料】国際海洋法裁判所「ルイザ号事件」2010年12月23日暫定措置命令

本暫定措置命令は、2010年12月23日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれセントヴィンセント及びグレナディーン諸島政府とスペイン政府に送付する。

(Jesus国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

Paik裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に個別意見を付した。

Wolfrum、Treves、Cot及びGolitsyn各裁判官が、当裁判所の暫定措置命令にそれぞれ反対意見を付した。

Paik裁判官の個別意見

1. 私は裁判所命令の主文に賛成票を投じたけれども、一応の管轄権と暫定措置の問題に関する私の理由づけについて、説明しておきたい。
2. 一応の管轄権の存在は、当裁判所が暫定措置を指示するための前提条件である。当裁判所は、本件事件において、暫定措置命令69項で次のように述べている。

「当裁判所は、暫定措置を指示するに当たり、本件事件の本案に関する管轄権を最終的に確認する必要はなく、原告が援用する規定が当裁判所の管轄権を基礎づける根拠を一応有すると思われぬ限り、暫定措置を指示することはできない」（サイガ号事件（第2号事件）、1998年3月11日暫定措置命令、*ITLOS Reports 1998*, para. 29)

3. 本件において原告は、当裁判所は国連海洋法条約（以下「条約」とする。）の287条と290条に基づき暫定措置要請を審理する管轄権を有する、と主張した。287条は、「この条約の解釈又は適用に関する紛争の解決のための」手続の選択について規定する。本件においては、両当事国共に、当裁判所を選択している。288条1項は、287条に規定する裁判所は、「この条約の解釈又は適用に関する紛争」について管轄権を有する、と定める。したがって、当裁判所の第一の任務は、両当事国の間に紛争が一応存在するかどうか、そしてその紛争が海洋法条約の解釈または適用に関して存在するかどうか、を判断することである。

4. 原告は、暫定措置要請書及び公開廷において、レイザ号は、スペインの関係当局が発行した許可に基づきカディス湾の水域において、石油ガスの調査を行ったと述べている（要請書58項）。原告は、当該船舶が被告が主張するような犯罪行為を行ったことを、否定している。そして、原告は、当裁判所に提出した請求訴状において、被告がレイザ号を抑留したのは「スペインの歴史的遺産の破壊行為に関して虚偽の報告を行ったこと」を理由としている、と述べている。これに関して、原告によると、被告は、条約の73条（沿岸国の法令の執行）、87条（公海の自由）、226条（外国船舶の調査）、245条（領海における海洋の科学的調査）及び303条（海洋において発見された考古学上の物及び歴史的な物）、に違反したという。

5. 他方、被告は、その口頭陳述において、レイザ号は、ガスないしメタンガスの存在を確認するための科学的調査活動を行ったのではなく、スペインの領海または接続水域で水中文化遺産の略奪を行った、と主張する。つまり、この船が抑留されているのは、この船自体が犯罪の明白な証拠、つまりスペイン裁判所の刑事手続における「証拠物件 (*pieza de convicción penal*)」を構成したからである。被告は、また、原告が援用する条約規定は本件と関連性がなく本件に適用されない、とも主張する。

6. したがって、両当事国の間には、レイザ号の活動に関する決定的事実について意見の不一致が見られる。つまり、常設国際司法裁判所 (PCIJ) が述べたように「法または事実の点に関する意見の不一致、つまり法見解または利害

の衝突」（マヴロマトイス事件、1924年判決、*PCIJ Series A, No. 2, p. 11*）という意味において、両国の間には紛争が存在しうる。問題は、本件において、紛争は海洋法条約の解釈または適用に関するものであるかどうか、である。私は、原告が援用する規定の適用可能性や関連性に疑問があり、したがって、これらの規定を根拠とする本案について当裁判所の管轄権の存在についても疑問があるのである。

7. こういった疑問があるにも関わらず、私が一応の管轄権の存在についての当裁判所の決定に賛成したのは、次の理由による。すなわち、原告がその請求の法的根拠として援用した規定は本件の事実と明白に関係づけられるとはいえないけれども、現段階では、当裁判所は、原告の主張が「十分に（sufficiently）」説得力があるまたは妥当である（arguable or plausible）かどうかを確認する必要がないからである。一応の管轄権の敷居は、かなり低い。それは、現段階で必要なことは、当裁判所が本案について管轄権を有する「かも知れない（might）」ことを確認することであるためである。当裁判所が、原告が本案管轄権について説得力があるまたは妥当であるような立論を行ったと判断する限りにおいて、一応の管轄権の要件は満たされたと考えるべきであろう。原告が援用した規定の少なくとも1つつまり条約87条が本案について説得力ある立論の根拠を提供しうるということは、被告が当該船舶に対し予審起訴決定を与えることなくあるいは必要な司法的手続を行うことなく不当に長期間抑留していることに鑑みると、明らかである。したがって、「この条約の解釈又は適用に関する紛争」は、本件請求訴状が提出された日に両当事国の間に存在する、と一応いえよう。

8. 当裁判所が一応の管轄権を判断するために検討しなくてはならない別の手続的条件は、原告の請求が受理可能かどうかである。被告によると、原告はこの点について少なくとも2つの条件を満たしていない。条約283条の定める意見交換の義務と、295条が定める国内的救済である。私は、受理可能性の問題については、当裁判所の理由を支持するのでこれ以上触れない。

9. この暫定措置手続の段階では、私は、国内的救済について簡単に指摘するに

止めたい。原告が明白に主張したのは、条約の関連規定に基づく被告の義務の違反によって、原告は自国の権利と認識するものに対し損害が発生した、ということであった。想起すべきであるが、当裁判所がサイガ号事件(第2号事件)において述べたように、このような損害に関する請求は、国内的救済が尽くされなくてはならないという規則に服さない(サイガ号事件(第2号事件)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、1999年7月1日判決、*ITLOS Reports 1999*, para. 98)。

10. 私は、本件事件の状況は暫定措置を必要とするようなものではないとした当裁判所の判断を、支持する。条約290条に基づき、暫定措置は、紛争当事者のそれぞれの権利を保全または海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、定めることができる。本件の状況においては、明らかに、原告が要請する暫定措置を認めるほどに、両当事者の権利に回復不可能な侵害を引き起こすような現実かつ急迫した危険はない。

11. 他方、私の見るところ、本件の状況において、原告が要請したような、海洋環境に対する重大な害を防止するための暫定措置を定めることは、必要でも適当でもない。

12. 海洋環境に対する重大な害を防止する目的での暫定措置は、海洋法条約によって、暫定的な救済の制度に新たに積極的に追加された。この追加は、海洋法条約が第12部で海洋環境の保護及び保全に与えた重要性を、反映している。この規定に基づき、国際社会の利益における海洋環境を保護するために、当裁判所は、両紛争当事者の権利または利益を超えて措置を指示することができるのである。この規定の重要性に鑑みると、これらの理由で暫定措置が要請されるときには、当裁判所は、その要請を相当に重大なものとして受け止めるべきである。

13. しかしながら、これらの理由に基づく暫定措置もまた、298条1項に明示的にまたは黙示的に定められた諸条件に従わなければならない。当裁判所が暫定措置を指示するためには、特に、原告が提出した証拠が海洋環境に対して重大な害が生じることについて信じるに値するだけの危険を示していること、及び、

その状況においてかかる害を防止するために措置をとることが適当であること、を満たさなくてはならない。

14. 原告は、「本件船舶をこれ以上長期にわたりEl Puerto de Santa Maríaに係留したままにすると、環境に重大な脅威が生じる」、という。原告は、この主張を支えるため、ハンブルグに本拠を置く鑑定人の意見を提出した。他方、被告は、ルイザ号をこの港において係留したままでも海洋環境に重大な害が生じる可能性はないと述べ、同船がスペイン港湾当局による継続的な監視下に置かれていることを指摘する。

15. 原告が提起した警告が重大なものであるにせよ、提出された証拠はほとんど説得力を持たない。海洋環境に害が生じる高度な危険があるとする証拠として原告が提出した鑑定人の意見は、明らかに慌てて作成されたものであり、その鑑定人はルイザ号が係留されている港に行っていない。また、その鑑定人の意見は、海洋環境への潜在的な害よりも「大量の遊休船舶」に関心を持っている。この意見においては、抑留を継続することからそのような害が生じる可能性について、何ら明白にも特別にも示していない。船内の潤滑油とディーゼル燃料の量は潜在的な汚染源だと示されたけれども、それほど多いわけでもない。単に「海洋法裁判所の介入なくしては、ルイザ号はドックで沈没し、大量の炭化水素を放出し、港湾内の航行に危険を及ぼしそして同船の船主と旗国に大損害を与えることになる」（要請書63項）と述べるだけでは、当裁判所が暫定措置を指示するには不十分である。

16. 更にいうと、ルイザ号はスペイン港に係留されており、被告は当裁判所に対し、「カディス海事局は、El Puerto de Santa Maria港とカディス湾におけるあらゆる種類の環境事故の恐れに対処するため最新の手順を用意している」ことを保証した。汚染が生じた場合、最も被害を受けるのが被告であることを考慮すると、スペインが海洋環境への重大な害の可能性に対し警戒を怠ると考えるべき理由はない。両当事国は常に海洋環境に関して慎重さと注意をもって行動するべきではあるけれども、被告がこういった状況においてそのような行動をしないだろうと疑うべき理由はない。当該船舶が被告の領海ないし内水で行っ

たとされる犯罪の証拠として抑留されていることは、暫定措置の指示の適当性をより一層疑わせるものである。

17. 緊急性の要件は290条1項には明記されていないが、暫定措置が救済のための例外的な方法であるという性質から緊急性の要素を前提とすることは、疑いがない。ただ、私は、本件の状況は、暫定措置の指示が緊急事項として必要であるあるいは適当であるとするようなものとは考えない。

18. このように、私は、海洋環境の保護の重要性を十分に認めつつも、本件の状況は暫定措置のための基本的要件を欠いている。この基本的要件は、第一級の司法機関としての当裁判所が認識すべき、同じく重要な関心事である。

19. 以上の理由で、私は本件暫定措置命令の主文に賛成票を投じた。

(Paik裁判官の署名)

(2020年6月30日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(JSPS科研費19H00567)による成果の一部である。